

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第三項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百十三号（三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える

改正後

改正前

〔第一章 略〕

〔第一章 略〕

第二章 九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定に係る事項

第二章 〔同上〕

三 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

三 〔同上〕

〔1〕3 略

〔1〕3 同上

4 認定開設者が開設計画（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十四第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に従って開設する無線設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準に係る無線設備（同規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準に係る無線設備から発射される電波の中継を行う同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係るものを含む。）を使用する基地局及び陸上移動中継局（以下「5G基地局」という。）（九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用するものに限る。）については、特定基地局とみなす。

〔四・五 略〕

〔四・五 同上〕

六 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

六 〔同上〕

〔1〕6 略

〔1〕6 同上

7 認定開設者が本開設指針に係る開設計画の認定に際して指定を受けた周波数（九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数に限る。）を使用して5G基地局を開設しようとする場合は、開設計画を変更しなければならない。

第三章 七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定に係る事項

第三章 〔同上〕

七 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

七 〔同上〕

〔1〕2 略

〔1〕2 同上

3 認定開設者が認定された開設計画（電波法第二十七条の十四第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に従って開設する5G基地局（七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数に限る。）については、特定基地局とみなす。

〔八・九 略〕

〔八・九 同上〕

十 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

十 〔同上〕

〔1〕7 略

〔1〕7 同上

8 認定開設者が本開設指針に係る開設計画の認定に際して指定を受けた周波数（七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数に限る。）を使用して5G基地局を開設しようとする場合は、開設計画を変更しなければならない。

別表第一 開設計画に記載すべき事項

別表第一 〔同上〕

一 特定基地局の整備計画に関する事項

一 〔同上〕

1 特定基地局の開設計画に関する、年度（特定基地局の最初の運用開始の日から十年を経過した日の属する年度までに限る。以下「1、2、3及び4において同じ。」の末日ごと、都道府

1 特定基地局の開設計画に関する、年度（特定基地局の最初の運用開始の日から十年を経過した日の属する年度までに限る。以下この「1及び4において同じ。」の末日ごと、都道府県こ

県ごと、無線局の種別ごと（屋内その他の無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する無線局かの別を含む。）及び技術基準ごと（無線設備規則第四十九条の六の五に規定する技術基準（拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものであって、六四値直交振幅変調が可能なものに限る。）にあっては隣接する二の搬送波を使用すること又は複数の空中線を使用する空間多重方式を用いることにより伝送速度を向上させるものかどうかの別、同規則第四十九条の六の九に規定する技術基準にあっては占有周波数帯幅の別を含む。）の計画（ただし、第三項第4号又は第七項第3号の規定により特定基地局とみなされる5G基地局を開設しようとする場合は、5G基地局の開設数に関する年度（電波法第二十七条の十四第一項の規定による変更の認定の日の属する年度から最初の認定日から十年を経過した日の属する年度までの各年度に限る。）の末日ごと、都道府県ごと及び無線局の種別ごと（屋内その他の無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する無線局かの別を含む。）の計画を含む。）

〔2〕4 略

二 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項（九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画（以下「九〇〇MHz帯開設計画」という。）の申請に当たっては次の1から3まで、七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画（以下「七〇〇MHz帯開設計画」という。）の申請に当たっては次の1から4までに掲げる事項について記載すること。）

〔1 略

2 特定基地局の無線設備の調達に関する計画及びその根拠（ただし、第三項第4号又は第七項第3号の規定により特定基地局とみなされる5G基地局を開設しようとする場合は、当該基地局の無線設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和六十二年郵政省告示第七十三号）並びに「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成三十年十二月十日関係省庁申合せ）に留意すること。）及びその根拠を含む。）

〔3〕4 略

三 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項

〔1 略

2 特定基地局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の調達及び工事に関する計画及びその根拠（ただし、第三項第4号又は第七項第3号の規定により特定基地局とみなされる5G基地局を開設しようとする場合は、当該基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和六十二年郵政省告示第七十三号）並びに「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成三十年十二月十日関係省庁申合せ）に留意すること。）及びその根拠を含む。）

と、無線局の種別ごと（屋内その他の無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する無線局かの別を含む。）及び技術基準ごと（無線設備規則第四十九条の六の五に規定する技術基準（拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものであって、六四値直交振幅変調が可能なものに限る。）にあっては隣接する二の搬送波を使用すること又は複数の空中線を使用する空間多重方式を用いることにより伝送速度を向上させるものかどうかの別、同規則第四十九条の六の九に規定する技術基準にあっては占有周波数帯幅の別を含む。）の計画

〔2〕4 同上

二 〔同上

〔1 同上

2 特定基地局の無線設備の調達に関する計画及びその根拠

〔3〕4 同上

三 〔同上

〔1 同上

2 特定基地局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の調達及び工事に関する計画及びその根拠

〔355 略〕

〔四〇八 略〕

九 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項

本開設指針又は平成二十一年総務省告示第二百四十八号（三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいい、同号に規定する電気通信事業者になる見込みのある者を含む。以下同じ。）に対する、卸電気通信役務（同法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画（ただし、第三項第4号又は第七項第3号の規定により特定基地局とみなされる5G基地局を開設しようとする場合は、GPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて電氣的に接続することにより他の電気通信役務を提供する者に対する卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続による5G基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を含む。）

〔十・十一 略〕

〔別表第二〇三 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔355 同上〕

〔四〇八 同上〕

九 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項

本開設指針又は平成二十一年総務省告示第二百四十八号（三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいい、同号に規定する電気通信事業者になる見込みのある者を含む。以下同じ。）に対する、卸電気通信役務（同法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画

〔十・十一 同上〕

〔別表第二〇三 同上〕